

(参考)

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	地域登録検査機関から農林振興センター所長への報告		知事から関東農政局長への報告	
				様式	期日	様式	期日
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産（生産された年の翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）の検査を開始した日から8月31日までの間	別記様式第1号、別記様式第1号の2及び別記様式第2号	9月10日	様式第1号、様式第1-2号及び様式第2号	9月20日
			当年産の9月から12月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の10日		翌月の20日
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月10日		翌年4月20日
			当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月10日		翌年7月20日
			当年産の翌年7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月10日		翌年11月20日
麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から8月31日までの間	別記様式第1号及び別記様式第3号	9月10日	様式第1号及び様式第3号	9月20日	
		9月1日から10月31日までの間		11月10日		11月20日	
		11月1日から翌年1月31日までの間		翌年2月10日		翌年2月20日	
		翌年2月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月10日		翌年4月20日	
大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	5月1日から12月31日までの間	別記様式第1号及び別記様式第4号	翌年1月10日	様式第1号及び様式第4号	翌年1月20日	
		翌年1月から翌年4月までの毎月1日から末日までの間		翌月の10日		翌月の20日	
そば（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	5月1日から12月31日までの間	別記様式第5号	翌年1月10日	様式第5号	翌年1月20日	
		翌年1月1日から翌年2月末日までの間		翌年3月10日		翌年3月20日	
		翌年3月及び4月の毎月1日から末日までの間		翌月の10日		翌月の20日	
小豆、いんげん、かんしょ生切干及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	別記様式第5号	翌年1月10日	様式第5号	翌年1月20日	
		翌年1月1日から翌年2月末日までの間		翌年3月10日		翌年3月20日	
		翌年3月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月10日		翌年4月20日	
輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	別記様式第6号	翌年5月31日	様式第6号	翌年7月20日	
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	別記様式第7号	翌年4月30日	様式第7号	翌年5月20日

備考 地域登録検査機関からの報告については報告規程に、知事からの報告については基本要領に規定されている。